

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第44条第2項第5号、第45条第1項第4号及び第5号、第46条第3項第2号並びに第47条第1項第3号の規定に基づき総務大臣が定める事項を定める件(仮称)を制定する告示案に関する意見募集の結果

通し No.	個人/ 法人	意見	御意見に対する考え方及び修正	命令等への 反映の有無
1	個人	総務大臣の氏が総務省ホームページ掲載と違っている。同一人物なのかもしれないが、その場合はそれがわかるもの、証明するものを示すべきである。	平成26年9月3日付け閣議了解に基づき、対外的な法律上の行為については本名の「山本早苗」を使用することとしています。	無